

# 賀茂葵基金設置要綱

## 〈名称〉

第1条 この基金は、賀茂葵基金と称する。

## 〈目的〉

第2条 この基金は、賀茂高等学校の教育活動の充実を図り、賀茂高生の教育活動への援助を通じ、将来、社会へ貢献する人物の育成を目的として設置するものとする。

## 〈基金の額〉

第3条 この基金は、平成19年度同窓会会計予算から500万円を積み立てることとし、次年度以降必要に応じ、積み増しすることができるものとする。

2 この基金は、原則として毎年度50万円の範囲で取り崩しすることができるものとする。

## 〈基金の充当〉

第4条 この基金は、次の各号に要する経費の一部に充当するものとする。

- 1 国際交流に要する経費（留学及びホームステイへの援助）
- 2 大学等の交流事業
- 3 その他教育支援費（各種研修および発表会への援助等）

## 〈運営〉

第5条 基金の運営は、同窓会理事会があたるものとする。但し、緊急な対応を要する場合は、10万円を限度に同窓会長が専決できるものとする。

## 〈報告〉

第6条 一年間の活動・会計報告は、総会で行うものとする。

## 〈附則〉

この基金の発足は、平成19年9月1日から適用するものとする。